

青森県犯罪被害者等に対する連携支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県犯罪被害者等支援条例（令和元年 12 月条例第 25 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が直面している諸問題を解決するために必要な支援を、青森県（以下「県」という。）、青森県警察及び公益社団法人あおもり被害者支援センター（以下「支援センター」という。）の三者（以下「三者」という。）、県内の市町村並びにその他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体等（以下「支援関係機関等」という。）が連携して途切れることのないよう実施するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において「多機関ワンストップサービス」とは、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるようにするため、三者、県内の市町村及び支援関係機関等（以下「相談機関等」という。）が連携して行う犯罪被害者等支援をいう。
- 3 この要綱において「対象犯罪行為」とは、次に掲げる行為（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）をいう。
 - 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）に定めのある次に掲げる罪に当たる行為
 - ア 殺人
 - イ 強盗致死傷
 - ウ 逮捕及び監禁
 - エ 逮捕等致死傷
 - オ 略取及び誘拐
 - カ 人身売買
 - キ 傷害致死
 - ク 傷害
 - ケ 性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とするものに限る。）
 - 二 「被害者連絡実施要領の改正について」（令和 5 年 7 月 10 日付警察庁丙刑企発第 19 号ほか）の別添「被害者連絡実施要領」第 2 の 3 に定める重大な交通事故事件
 - 三 前 2 号に準じる行為で、その犯罪被害者等に対して多機関ワンストップサービスの提供が必要と認められるもの
- 4 この要綱において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に定めるものをいう。

(支援対象者)

第3条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する対象犯罪行為による犯罪被害者等とする。

- 一 多機関ワンストップサービスの提供を希望し、第 7 条に定める支援コーディネーターが支援対象とすることが適当と判断した犯罪被害者等

二 次のいずれにも該当しない者。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

ア 暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者

イ その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる者

(青森県犯罪被害者等支援調整会議の設置)

第4条 支援対象者に対し、多機関ワンストップサービスの効果的な提供を行うために、青森県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(支援調整会議の所掌事務)

第5条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

一 支援対象者に対する支援内容の検討並びに支援計画案の確認及び決定

二 支援計画の検証及び見直し

三 前各号のほか、多機関ワンストップサービスの効果的な提供に関し必要な事項

(支援調整会議の構成)

第6条 支援調整会議は、次の各号に掲げる機関等に属する者をもって構成する。

一 県交通・地域社会部地域生活文化課

二 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

三 支援センター

四 個別の事案への対応を進める上で必要となる市町村

2 個別の事案への対応を進める上で必要と判断された場合には、支援関係機関等に対し参加及び意見を求めることができるものとする。

(支援コーディネーター)

第7条 多機関ワンストップサービスの提供に関する事務を円滑に行うため、犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）を置く。

2 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

一 第9条に定める相談者との面談によるアセスメントの実施

二 支援調整会議の開催の必要性の判断

三 支援対象者に対する支援内容の検討並びに支援計画の立案及び決定

四 支援計画に基づく具体的な支援サービスの提供に向けた関係機関との調整

五 犯罪被害者等への説明

六 支援対象者への支援の提供及び支援の進捗状況の確認

七 支援対象者に対する支援提供後の面談等

八 支援計画の検証及び見直し

九 犯罪被害者等支援に関する市町村担当者への助言等

十 その他この要綱に定める業務

3 支援コーディネーターは、支援センターにおいて業務を行う。

(支援調整会議の開催)

第8条 支援調整会議は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 第9条第5項（第13条において準用する場合を含む。）、第11条第2項又は第12条第1項の規定により支援コーディネーターから招集の要請があったとき。
 - 二 三者のいずれかが、事案の緊急性に応じて必要と判断したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援調整会議が3か月以上未開催となっている場合には、次の内容について、三者による情報及び意見の交換を行う。
- 一 支援コーディネーターに情報提供する事案の有無についての検証に関すること。
 - 二 犯罪被害者等支援制度全般にわたる情報交換に関すること。
 - 三 それぞれが実施する相談・支援の実施状況及び主な事例の概要等に関する情報の交換に関すること。
 - 四 犯罪被害者等支援の理解促進等のための広報啓発の充実に向けた意見の交換に関すること。
 - 五 その他必要と認める事項に関すること。
- 3 支援調整会議は、県が文書により招集する。ただし、緊急の必要性があるときは、この限りでない。
- 4 支援調整会議の議長は、支援コーディネーターが務める。
- 5 支援コーディネーターは、支援調整会議の内容について議事概要を作成する。
- 6 支援調整会議の開催、会議資料及び議事概要は、非公開とする。

(多機関ワンストップサービスの提供希望の相談受付)

- 第9条 相談機関等が対象犯罪行為による犯罪被害者等から相談を受けた場合において、当該相談者が多機関ワンストップサービスの提供を希望したときは、相談を受けた相談機関等は、「相談受理票（兼情報提供票）」（第1号様式）（以下「相談受理票」という。）を作成する。
- 2 前項の相談機関等は、支援コーディネーターに個人情報を提供することについて多機関ワンストップサービスの提供を希望した相談者（以下「相談者」という。）から同意を得て「個人情報提供同意書」（第2号様式）を徴するとともに、その写し及び相談受理票の写しを速やかに支援コーディネーターに交付し、聴取した内容を引き継ぐものとする。
- 3 支援コーディネーターは、相談者と面談し、「アセスメントシート」（第3号様式）によりニーズを把握するとともに、必要事項を相談受理票に補記するものとする。
- 4 支援コーディネーターは、前項の面談の内容を踏まえ、支援計画を立案し、「支援計画書」（第4号様式）を作成する。
- 5 支援コーディネーターは、被害の種類・程度並びに犯罪被害者等の置かれた状況及びニーズを総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請するとともに、支援調整会議に個人情報を提供することについて相談者から同意を得て「犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書」（第5号様式）（以下「同意書」という。）を徴するものとする。

(多機関ワンストップサービスの提供決定)

第10条 支援調整会議は、相談受理票及びアセスメントシートをもとに支援内容を検討し、支援計画の内容を確認の上、多機関ワンストップサービスの提供について決定する。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供について、提供すると決定したときは支援対象者に対し、速やかに支援計画を交付の上、必要な事項を通知し、提供しないと決定したときは相談者に対し、速やかに必要な事項を通知する。

(支援計画の検証)

第 11 条 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供開始から 1 年間は、月 1 回以上支援計画の進捗状況を確認し、2 か月に 1 回程度は支援対象者に面談又は電話連絡を実施するものとする。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供後 3 か月経過後に、前項の面談等の結果、支援計画の検証及び再調整・協議を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請するとともに、支援調整会議に個人情報を提供することについて、必要に応じて追加で支援対象者から同意を得て、同意書を徴するものとする。
- 3 支援コーディネーターは、支援計画の検証結果について「支援計画検証シート」(第 6 号様式)を作成するとともに、支援計画の見直しを行った場合は、支援対象者に対し、速やかに見直し後の支援計画を交付の上、必要な事項を通知する。

(多機関ワンストップサービスの提供終結)

第 12 条 支援コーディネーターは、支援対象者の要望・置かれた状況、支援の進捗等を総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を終結することが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したときは、県に支援調整会議の招集を要請する。

- 2 支援コーディネーターは、多機関ワンストップサービスの提供終結が決まった場合は、支援対象者に対し、速やかに終結の決定及び再度面談が可能であること等を伝えとともに、多機関ワンストップサービス提供中の関係機関・団体等に対して、改めて、多機関ワンストップサービスの提供終結後も必要な支援を提供するよう依頼するものとする。

(多機関ワンストップサービスの提供再開)

第 13 条 前 4 条の規定は、多機関ワンストップサービスの提供終結後に、支援対象者であった者から再度相談があった場合に準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「相談受理票(兼情報提供票)」(第 1 号様式)(以下「相談受理票」という。)」とあるのは「継続記録票」(第 1 号様式の 2))と、第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条第 1 項中「相談受理票」とあるのは「継続記録票」と読み替えるものとする。

(支援調整会議の庶務)

第 14 条 県交通・地域社会部地域生活文化課は、支援調整会議の庶務を掌る。

(個人情報の保護)

第 15 条 相談機関等における多機関ワンストップサービスに関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定によるほか、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(書類の保存期間)

第 16 条 この要綱による事務に係る書類の保存期間は、多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間（この期間が経過する前に、第 13 条の規定により多機関ワンストップサービスの提供を再開した場合は、再開後の多機関ワンストップサービスの提供終結日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間）とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、多機関ワンストップサービスの提供に関し疑義が生じたときは、三者において協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 この要綱による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(適正な取得)

第3 この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない、偽りその他不正の手段によつてはならない。

(安全管理)

第4 この要綱による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を、次のとおり定める。

一 個人情報を含む書類等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 不要な複製、持出し及びデータ化は行わないこととする。やむを得ず複製、持出し又はデータ化する場合も、FAXの使用は禁止とし、管理を徹底することとする。

イ データで受渡しをする際は、あらかじめメーリングリストを作成する等により誤送信を防止する措置を講ずるとともに、パスワードを設定する等により関係者以外が閲覧等できないように措置を講ずることとする。

ウ 執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧等できないよう配慮するとともに、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。

二 パスワード設定する等の措置を講じずに個人情報を含まない書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に必ず、個人情報が記載されていないことを作成者を含む2名以上の職員で確認することとする。

三 前2号のほか、相談機関等は、取り扱う個人情報の範囲を支援業務の内容に照らして必要かつ最小限とするなど、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 この要綱による事務に関して知り得た個人情報を、法令で認められる場合を除き、当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告)

第6 この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県交通・地域社会部地域生活文化課に報告し、その指示に従うものとする。

相談受理票(兼 情報提供票)

受理機関名	
受理者職氏名	

受理日等		年 月 日 () : ~ :		☐ 電話 ☐ 面接 ☐ 訪問 ☐ メール ☐ FAX		
相談者	フリガナ 氏名:		生年月日		歳 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話	FAX		
			メール			
	職業等:		確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 保険証 ☐ その他()			
☐ 本人 ☐ 家族・遺族(続柄) ☐ その他() ☐ 関係機関(名称: 職名等:) ☐ 不明						
被害者	フリガナ 氏名:		生年月日		歳 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	
	住所:		電話	FAX		
			メール			
職業等:						
その他の情報	(家族構成・制度利用状況等)					
被害状況	種別	☐ 殺人 ☐ 強盗致死傷 ☐ 逮捕・監禁 ☐ 略取・誘拐 ☐ DV・ストーカー ☐ 傷害致死 ☐ 傷害(全治 月) ☐ 性暴力() ☐ 児童虐待 ☐ 財産犯罪 ☐ 交通犯罪() ☐ その他()				
	発生日	年 月 日		発生場所		
	被害届	☐ 提出済み(受理警察署: 受理番号: 提出日: 年 月 日) ☐ 未提出 ☐ 不明				
	加害者	☐ 特定 (氏名: 関係性: ☐ 家族・親族 ☐ 知人 ☐ その他) ☐ 非特定				
	刑事手続	逮捕: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 送致: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 起訴: ☐ 済(年 月 日) ☐ 未 その他()				
	被害の概況					
	心身の状態	☐ 入院中 ☐ 通院中 ☐ 終止 後遺症: ☐ 有 ☐ 無 (具体的状態)				

(裏面)

相談内容			
これまでに受けた支援	☐ 有 → ☐ 警察被害者支援室の支援員 () ☐ 警察部内カウンセラー () ☐ 警察の公費負担制度 () ☐ 無 ☐ 民間被害者支援団体による支援 () ☐ 県の支援制度 () ☐ 市町村の支援制度 () ☐ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター () ☐ 法テラス () ☐ その他 ()		
	(特記事項)		
求めている支援	☐ 安全の確保 () ☐ マスコミ等個人情報保護 () ☐ 住居 () ☐ 心身の健康 () ☐ 後遺症 () ☐ 仕事・雇用・学校 () ☐ 家事・育児・介護 () ☐ 家族と家族関係 () ☐ 経済的支援 () ☐ 医療費・保険・年金 () ☐ 刑事手続 () ☐ 民事・損害賠償 () ☐ 刑事裁判 () ☐ その他 ()		
	(特記事項)		
	【情報伝達・共有の必要性】		
	コーディネーター: ☐ 有 ☐ 無 他機関等紹介等: ☐ 有 ☐ 無 自機関内の他部署等: ☐ 有 ☐ 無		
	(特記事項)		
【自由記載欄】			
結果	☐ 終了 ☐ 継続	☐ 傾聴・情報収集・助言等	
		☐ 電話・面談等の予約 (内容: 年 月 日 :) ☐ 自機関の支援制度調整・利用 (内容: 担当:) ☐ 情報提供 (内容: 担当:) ☐ 紹介・引継ぎ (年 月 日 紹介先機関: 担当:) ☐ 他機関等との連絡調整 (年 月 日 連絡先: 担当:) ☐ その他 ()	
相談経路	直接相談	☐ 広報媒体 () ☐ インターネット ☐ その他 ()	
	関係機関等から紹介	☐ 警察 () ☐ 地方公共団体 () ☐ 民間支援団体 () ☐ その他関係機関等 ()	
	その他	☐ その他 () ☐ 不明 ☐ 再相談	
備考			

個人情報提供同意書

私は、（ ）が受けた犯罪被害に関し、青森県、青森県警察、公益社団法人あおもり被害者支援センター、関係市町村その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体等による支援を受けるに当たり、

- ☐ 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- ☐ 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- ☐ 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（相談でお伺いしたこと）を、

- ☐ 青森県交通・地域社会部地域生活文化課
- ☐ 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
- ☐ 公益社団法人あおもり被害者支援センター（犯罪被害者等支援コーディネーター）
- ☐ ●●市●●課
- ☐

へ提供することに同意します。

年 月 日

住 所 （〒 ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

（ ）に対し、上記のとおり個人情報の提供に関する説明を行い、関係機関・団体等への情報提供の同意を得た。

年 月 日 担当者：所属（ ）

氏名（ ）

犯罪被害者等支援調整会議開催申出書 兼 個人情報提供同意書

私は、青森県犯罪被害者等支援調整会議に関する説明を受け、（ ）が受けた犯罪被害に関し、当該会議を開催し、支援内容の協議を行うことに同意します。

また、協議を行うに当たり、

- ☐ 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- ☐ 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- ☐ 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（犯罪被害者等支援コーディネーターに相談した内容）を、

青森県犯罪被害者等支援調整会議に参加する機関・団体等

- ☐ 青森県の関係課（係）
- ☐ 青森県警察本部の関係課（署）
- ☐ 公益社団法人あおもり被害者支援センター
- ☐ ●●市の関係課（係）
- ☐ その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等
（ ）

で共有することについて同意します。

年 月 日

住 所 （〒 - ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

（ ）に対し、青森県犯罪被害者等支援調整会議の開催に関する説明を行い、上記のとおり開催に当たっての参加機関・団体等との情報の共有及び支援内容の協議についての同意を得た。

年 月 日 担当者：所属（ ）

氏名（ ）